

第 15 回委員会

日時：2002 年 10 月 26 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席：永田委員長，木村，白石，原井，古川，増井，和中

欠席：乙骨，堀井，室橋，横山

<事務局>磯部

[配付資料]

1. ISBD(M) 2002 Revision 抜粋（7 ページ A4, 木村委員コピー）
2. ISBD(CR) 2001/03 Draft 抜粋（4 ページ A4, 木村委員コピー）
3. ISBD(ER) 1997 抜粋（7 ページ A4, 木村委員コピー）
4. ISBD (M) (CR) (ER) の各エリア定義等の対照表（10 ページ A4, 木村委員作成）
5. Family of ISBDs (As of June 2002) コピー（3 ページ A4, 木村委員コピー）
6. NCR 意義，目的及び記録方法部分抜粋(33 ページ A4，白石委員作成)
7. 和漢古書等の取扱いについて（10 ページ+11 ページ A4 増井委員作成・コピー）
8. [第 13 章改訂案]13-0-1026（37 ページ-A4，原井委員作成）
9. 日本目録規則 1987 年版改訂 2 版 第 2 刷修正事項（1 ページ A4 事務局）

[連絡事項]

1. NCR1987 年版改訂 2 版修正事項について

13.7.3.1 イ)並列タイトル ドイツ語の綴りの訂正を入れる。

2. Dublin Core について

10 月 14 日～18 日、Dublin Core の会議がイタリアのフィレンツェで行われ、会議に参加した永田委員長が、Usage Board の動きを中心に報告した。

Dublin Core の 15 エレメントのうち、Creator、Contributor、Publisher については、3 つともエージェントであるから、一本化して、13 エレメントにしてしまってもいいのではないかという話が、図書館界では従来からあった。今回、Usage Board では、Qualified Dublin Core としては、私的寄与にかかわる Creator、Contributor を 1 つにして、Contributor をエレメント、Creator は Element Requirement としようという提案を行った。Element Requirement は 150 程度ある MARC のリレーターのうち Publisher に近いものを除いて使おうということになった。これでまとまるかが見えたが、Advisory Board に出した後 ML でも議論が紛糾している。この問題は、目録規則の役割表示を考えた場合、重要

だと思われる。

[検討事項]

1. ISBD、NCR における意義と目的について

(1) ISBD について木村委員が配布資料(資料1~5)をもとに説明を行った。

IFLA のサイトには Family of ISBDs に Publication list が掲載されている。M と E R は刊行物と同じものがネット上でもあり、今年刊行された C R は N I I でも入手しておらず、ネット上で見つけたドラフトからもってきて、それぞれ冒頭 Preliminary notes の Scope, purpose and use の部分をコピーした。そして、ISBD で示されている 8 つのエリアごとに scope 等を抜粋してエクセルの対照表にした。比較してみた印象では、最初のほうのエリアでは抽象的な概念が書いてあって似通っているが、後半の版や Material Type のエリアでは usage に近く、資料ごとに書いてある。

・ ISBD の刊行については、C R は昨年目録委員会でもコメントを提出したが、その後すぐに今年になって刊行された。M の 2002 Revision は手直しをするため当面は刊行せず Web 上だけに掲載している。なお、ISSN マニュアルは年末に出版される予定。

・ AACR2 の 9 章が E R とかなり隔たった内容になっているので、それについて次回に古川委員が資料を提出する。

(2) 次に白石委員が、NCR について資料 6(未完 第 10 章まで)の説明を行った。

NCR の 0 章から 10 章まで、記述の意義、記録の方法、記録の目的の部分抜き出して対照表を作成した。第 2 章までは詳細に書いてあるが、第 3 章以降は 1・2 章を参照する形になっている。資料種別に依拠する事項(ex. 地図資料の数値データ等)については独自に書いてある場合もある。

・「...を見よ」と「...の規定による」の 2 種類の参照方法があるが、NCR の序説(p11)のような使い分けを行っている。具体的には、例示がある場合に「規定による」を使用している。

・今後の検討の際にこの参照を参考にする。

2. 和漢古書について

増井委員が和漢古書に関する課題について述べた。

構成は AACR に倣って和古書を別立てにして書く予定である。ただし最終的に大きく隔たるところが少なければ入れ込んで作成していく。

和漢古書の適用範囲については、規定を明確にしたい。和古書の場合、日本人が書いた中国文など、NCR の用語解説規定から見ると、例外にあたるものがあるのでそれらを列挙するかどうか。また、江戸から明治にかけて途切れなく刊行されている合巻などがある。和古書の明治版も多いので、それらを含めるかどうか。これらに関連して同版が複数回出

版された実例を紹介。(資料7)

合綴の細目に関して、LC-CEALの問答集の回答では、それぞれに目録をとっている。現状では1つでとられるが、個々に出版事項、書誌事項を持つ場合はそれぞれ採る必要がある。

- ・基本として、明治以前としておく。原則を書いておくということではないか。
- ・和古書とは何か。こういう特徴があるという属性のようなものはある。だいたいそれ以前と以後で変化する時期を規定すれば明治期ということになる。明治期に入ったものでも和古書の属性をもつものはある。ただし、ごく最近に和古書のような造本で作られたものは除外。江戸期の洋本は和古書にしている。

増井委員が刊行年の採録だけでは不十分という実例などを紹介した。(資料7)

同じ版でも刷りによって内容や挿し絵が大きく変わる場合がある。刷りの重ねや誤植の訂正、政治的な配慮、版の摩滅などのための入れ木などによるものである。

- ・以上の検討を踏まえて増井委員が原案を作成する。

3. 第13章について

原井委員が、前回検討結果(議事録)に基づき修正した今回の改訂案(資料7)について説明した。

- ・通則部分は AACR2 をみてから再検討する。
 - ・13.0 前回までにだいたい決まったのでそのとおりに修正。
 - ・13.1.1.1A, B Aには同じ本タイトルの例、Bには本タイトルが異なっていてシリーズ名が同じものを入れた。部編名は簡単なものから複雑なもの、また欧文のものを追加した。
 - ・本文で「注記する」としているところに網掛けし、それに対して注記のエリアがどうつながっているか、斜字体で示した。0.6.5、0.6.7のように本文で「注記する」としているのに、注記エリアには対応する項目が無い例がある。注記する場合の表現には「必要があるときは注記する」「必要ならば注記する」「必要に応じて注記する」などいろいろあった。「注記する」とあった場合、それが本則で別法でない場合は、注記エリアでも対応するようになりたい。
 - ・そのほか次のところに例を入れた。
 - 13.1.1.1イ) 数字のみのもの
 - 13.1.1.1C C別法と逆転させた例を入れた。
 - 13.1.4.2 タイトル関連情報の例を単純なものから複雑なものを入れた。
 - 13.1.5.1B 責任表示の例
 - 13.1.5.2 役割表示の例
 - 13.2.1.1 版表示の例。地方版の表示、特定対象向けの版表示の例は難しい。特定の形態または媒体の版表示は比較的搜しやすい。
- 順序表示のところは例を少し入れたがこれからさらに加える。出版に関する事項の例は

これから入れる。、シリーズに関する事項のところは、あまり例は入れないでいこうと思っている。

- ・ 13.3.1.2 検討漏れ。まだ修正していない。
- ・ 13.7.3.0 13.0.3.0 に対応して、記述の基盤に関する注記を入れた。

続いて以下の意見が出された。

(1) 13.1.1.1C

- ・異なるタイトルと並列タイトルとはどちらがうのか。13.1.1.1C 別法は並列タイトルとコンフリクトを起こしているの、並列タイトルにはならない例を探す。
- ・記述の導入句は「別Qタイトル：」とする。
- ・例でタイトル間を「 ; 」としているのは文法的に決まっているものではない。

(2) 13.1.5.1B

- ・追加した例は、現物に責任表示に相当する記載があるのか？タイトル中にあるものを責任表示に転用してよいのかどうか、1回しか書いてないものを2箇所記録してよいかという疑問がある。情報源にあるとみなしているが、記述の原則(1.0.6.1 転記の原則)と矛盾をきたしている。
- ・これは1.1.5.1A から来ていると見るべき。第2章でも解釈が分かれた。横断的問題と見なして課題管理票に記入することとする。

(3) 13.2.1.1 (エ)

- ・「言語版表示」はわかりづらいので「本文の言語を表す版表示」としてはどうか。

(4) 13.7.3.0

- ・「記述の基盤」はカタログーにしか通用しない利用者にはわかりづらい用語なので、「～に基づいて記録を作成」などとしたほうがいい。
- ・カタログー同士のテクニカルタームをOPACに使っていいかどうか。見せる技術と記録する技術は、コンバートできるので、別でもかまわない。相互互換性や処理のことを考えると定型句にしたほうがやりやすい。基盤は出所、拠り所などに言い換えられるか？

(5) 13.7.3.2A

- ・「新記録」と「旧記録」という言葉が、説明がなく初めて出てくるが、記録が記録全体を指すならば、吸収後誌の末尾にある(旧記録)はおかしくないか。変遷図を書けばすぐにわかるが、「新記録」「旧記録」という言葉はわかりづらい。

(6) (特定の条文と関係せず)

- ・「必要に応じて注記する」とした場合、どういうときが必要なのか現場で迷うことになる。以前、「必要に応じて」は使わないようにすることを取り決め、減少していたはずである。必ず書く場合が「注記する」であるのに対し、任意規定を意味する場合は「注記してもよい」という表現にしたほうがいい。

(7) 表記について

- ・ 13.1.1.1A 例の部編名表記が「編」と「篇」に分かれているが「篇」が正しい。
- ・ 13.1.5.1.D 13.1.5.1D
- ・ 13.1.5.2A 「～もののうちもっとも適切な～」は一文が長いので「うち」の後に「,」を入れた方がいい。
- ・ 13.1.5.3 「更新資料では～」から改行して一字下げ。
- ・ 13.2.1.1B 13.5.1.2A 「ルーズリーフ」は「加除式資料」に修正（既に委員会で合意済み）
- ・ 13.5.1.2A 「ルーズリーフについては～」から「ルーズリーフ」を「加除式資料」に修正の上一字下げ。
- ・ 13.6.1.3 「更新資料では～」から改行して一字下げ。